指定旧供給地点小売供給約款の 変更の認可について

近畿経済産業局長から意見を求められた下記対象事業者の指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可について「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に照らして審査を行いました。

審査の結果、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答しました。

(対象事業者)

伊丹産業株式会社

法人番号:5140001077993

公印省略202511135近畿第11号令和7年11月18日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款変更の認可について(回答)

令和7年11月13日付け20251105近畿第14号により、 貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款の変更の 認可の申請について、認可することに異存はありません。